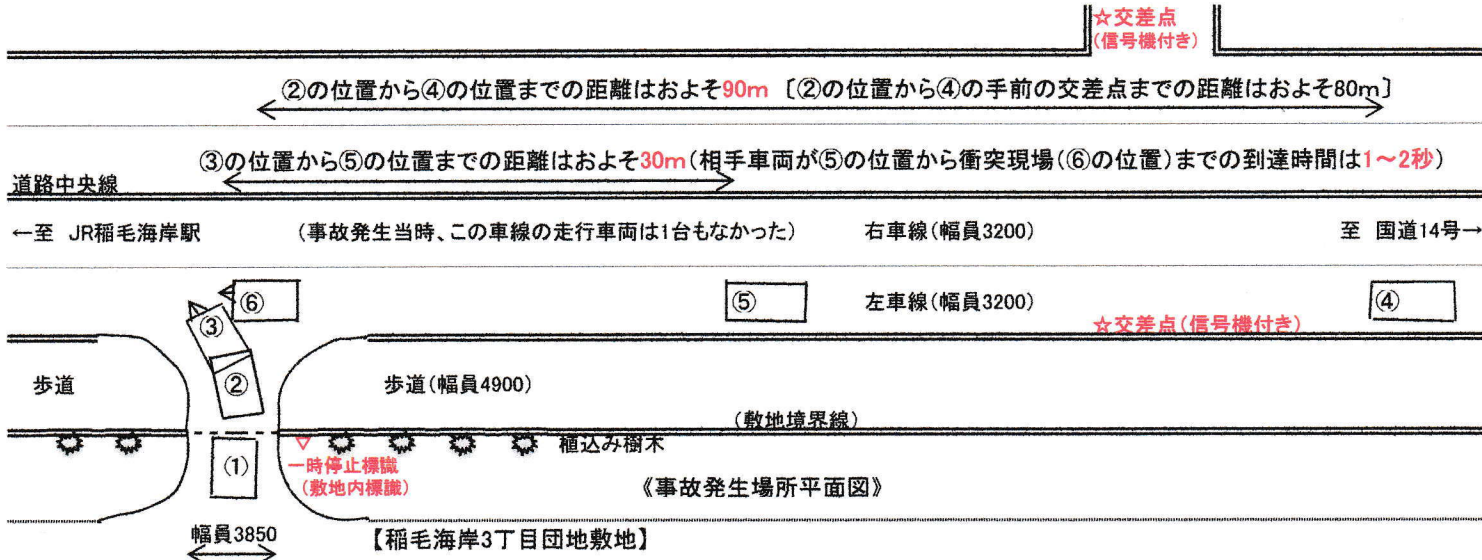


〇〇保険株式会社
担当 □□様

保険契約者 秋山光夫
043-000-0000
090-0000-0000

《交通事故報告および調査検証要望書》

今回の事故の状況を下記のごとく書面にてご報告いたします。よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。



【事故発生状況】

1. 事故発生日時: 平成26年10月22日(水)午後4時11分
2. 事故発生場所: 千葉市美浜区稲毛海岸3-3-20
3. 当時の天候: 強い雨
4. 事故の詳細: 下記の通り

【事故発生直前の状況】

※上の図中、①②③は私(秋山)の車両位置、④⑤⑥は相手(Yさん)の車両の位置を示すものとする

1. 私は稲毛3丁目団地敷地内から前面道路に進入しようとして、上図①の箇所に設置されている一時停止標識に従い停止ラインの手前で停止をし、歩道の左右の安全及び車道の右側から来る車の有無を確認。これが第一段階での停止。
 - (1)この時点で歩道には通行人・自転車走行中の人影はなかった。
 - (2)同時にこの時点で車道の右側から来る車両は1台もなかった
2. 次に歩道部分まで進み、上図②の位置にて再度右側から来る車両の有無、および私が左折するため車道への安全な進入が可能かどうか確認のために停止。これが第二段階での停止
 - (1)この時点で車道右側の信号機付き交差点付近を、こちらに向かって左側車線を走行中の車両を視認した。
(④の位置までの距離はおよそ80mほど)
 - (2)私はこの時点で相手車両が法定速度(50km/h)以下の速度で走行していれば安全に、かつ確実に車道へ進入できる状況と判断して発進した。
 - (3)しかし、その直後、相手車両が法定速度をかなり超えると思える速度で⑤の位置ほどまで急接近してきた。
 - (4)そこで、そのまま車道に完全進入すれば追突される危険が高いと判断し、上図③の位置で再度停止した。これが第三段階での停止。

【事故発生時の状況】

1. 相手車両は私の車両との衝突を避けるための十分な距離があるにも関わらず、まるでブレーキが効かないかのように、路面を滑るがごとく停止中の私の車の右側運転席ドア周辺に突っ込んできた。(⑥の位置)
2. 前項記載のように、雨のため制動距離が伸びた可能性もあるが、法定速度超過は明らかと思料。
3. さらに、相手車両を運転されていた方は、右側車線が空いているにも関わらず左側車線を直進してきた。その行動・動作は停止中の私の車両を視認した時点で、衝突前の停止が可能と判断されたものと考えられる。
4. 相手車両の速度が法定速度内であれば衝突を回避出来たのは間違いない。(法定速度超過と前方不注意は明らか)
5. 相手車両がガラ空き状態の右側に車線変更すれば衝突を回避出来たのも間違いない。(衝突回避措置を怠った)
6. 相手車両には初心者マークが付いていたが、運転技術などに問題はなかったのかどうか甚だ疑問である。

【調査検証のお願い】

1. 上記のすべての項目について私の主張・見解をご理解の上、相手側保険会社と折衝していただきたい。
2. 私としては中途半端な妥協をするつもりはありません。よろしくお願いいたします。

以上